

改正

平成20年9月25日条例第33号

芦屋町住民参画推進会議設置条例

(設置)

第1条 芦屋町住民参画まちづくり条例（平成19年条例第20号。以下「住民参画条例」という。）

第11条の規定に基づき、芦屋町住民参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、次の事項を所掌する。

- (1) 住民参画条例の発展的見直しに関すること。
- (2) 住民参画等における情報公開及び住民の意見聴取状況などの進捗に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から町長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表
- (3) 公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として4年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その総務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議は、年度始めと年度末の2回以上開催する。他必要に応じて委員長が招集し、委

員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 推進会議は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者若しくは有識者（以下「関係者等」という。）の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者等から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 推進会議の庶務は、企画政策課が行う。

（その他）

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。（後略）